

佐倉市一般（指名）競争入札参加業者資格審査要領
（趣旨）

第1条 この要領は、建設工事、測量及び設計等の委託並びに物件の買入れその他の契約に係る入札参加希望者の資格審査について、合理的・客観的な基準を設けるとともに、優良な業者を登録することにより、競争性、質の高い目的物、透明性及び公平性の確保に資するため、必要な事項を定める。

（競争入札参加資格者名簿）

第2条 入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）は、原則として2年に一度、次条に定める登録部門ごとに作成する。

2 資格者名簿は、原則として毎月1日に更新するものとする。

3 資格者名簿の有効期限は、次の資格者名簿が作成されたときまでとする。

4 資格者名簿は、「佐倉市一般（指名）競争入札参加資格者名簿」と称する。

5 契約担当課長は、市が構成員となる特別地方公共団体の要請により、資格者名簿を当該特別地方公共団体に配付することができる。

（登録部門）

第3条 資格者名簿の登録部門と登載される入札参加希望者は、次の各号のとおりとする。

（1）建設工事部門 建設工事及び建設工事に係る製造の請負の入札参加希望者

（2）測量・コンサルタント部門 建設工事に係る業務委託（測量、土質地質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタント等）及びコンサルティング業務に係る入札参加希望者

（3）物品部門 物品等の販売・修繕、印刷製本、リース及びレンタル等の賃貸借業務に係る入札参加希望者

（4）委託部門 情報処理、清掃、警備等の役務の提供に係る入札参加希望者

2 登録部門の細分類は、第5条第1項に規定する公告でこれを定める。

（登録地区）

第4条 入札参加希望者の登録地区は、市内、準市内、県内及び県外の4地区とする。

2 登録地区が市内に該当する者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

（1）法人にあつては、本店所在地が市内にある者

（2）個人にあつては、主に営業等を行う店舗等の所在地が市内に有

- り、かつ、その事業主が佐倉市民である者
- (3) 市に納付すべき市税を滞納していない者
 - (4) 県に納付すべき県税を完納している者
 - (5) 国に納付すべき国税を滞納していない者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、別に定める市内業者として登録をする者の資格要件認定基準を満たす者
- 3 登録地区が準市内に該当する者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。
- (1) 市に法人設立届のある支店又は営業所等（建設工事部門にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を有する支店又は営業所等に限る。以下同じ。）を市内に有する者
 - (2) 前項第3号から第5号に該当する者
 - (3) 登録期間中において、第1号に定める支店又は営業所等へ、次に掲げる事項の全てを委任する者
 - ア 見積又は入札に関すること。
 - イ 契約の締結及び契約の履行に関すること。
 - ウ 契約代金を請求すること
 - エ 契約代金を受領すること。
 - オ 復代理人を選任すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、別に定める準市内業者として登録をする者の資格要件認定基準を満たす者
- 4 登録地区が県内に該当する者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。
- (1) 法人にあっては、本店所在地が県内にある者
 - (2) 個人にあっては、主に営業等を行う店舗等の所在地が県内に有り、かつ、その事業主が千葉県民である者
 - (3) 前2項の者以外で、支店又は営業所等の所在地が県内にある者で、これらの支店又は営業所等に前項第3号の要件全てを満たす者
 - (4) 第2項第4号及び第5号に該当する者
(入札参加資格審査申請)

第5条 市長は、期間又は期日を定め、公告及び市ホームページへの掲示により佐倉市財務規則第126条に定める入札参加希望者を募集するものとする。

- 2 市長は、入札参加希望者に対し、入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に法令等の許可の写し、登録地区に関する書類その他の必要書類を添付して提出させるものとする。

3 審査申請書及びその添付書類の提出方法その他入札参加資格審査申請に必要な事項は、第1項に規定する公告でこれを定める。

(資格審査)

第6条 資格審査は、次の各号により行うものとする。

(1) 建設工事部門 適格審査及び実施能力審査

(2) 測量・コンサルタント部門 適格審査

(3) 物品部門及び委託部門 適格審査。ただし、併せて実施能力審査を行うことができる。

(適格審査)

第7条 適格審査は、入札参加希望者の提出した審査申請書及びその添付書類を基礎として行う。

2 入札参加希望者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、不適格とする。

(1) 法令等に基づく資格を有しないとき。

(2) 契約履行に関し著しく不誠実であると認められるとき。

(3) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

(4) 審査申請書の基本的事項に関し、虚偽の事項を記載したとき。

(5) 建設工事部門にあつては、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査及び同法第27条の29第1項に定める総合評定値の通知を受けていないとき。

また、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行っていないとき。（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）

(6) 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていないとき。

(7) 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていないとき。

(8) 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていないとき。

(9) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。

(10) 申請時において、その納めるべき税について、賦課又は徴収者と協議することなく滞納していると認められるとき。

(11) 第5条第1項に規定する公告で定める条件を満たしていないとき。

3 入札参加希望者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

以下「施行令」という。)第167条の4第2項の規定に該当すると認められるときは、不適格とすることができる。

(実施能力審査)

第8条 実施能力審査は、客観的事項審査及び主観的事項審査により行うことができるものとする。

2 建設工事部門の客観的事項審査は、建設業法第27条の29第1項の規定により通知を受けた総合評定値に基づき算出する点数(以下「客観点数」という。)とする。

3 建設工事部門において主観的事項審査を行う場合の審査事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 市における事業の受注実績

(2) 市における事業の成績

(3) 社会性

4 前項の主観的事項審査に係る点数を算出する点数表は、第5条第1項で規定する公告で定める。

5 建設工事部門においては、客観点数に主観的事項審査の点数を加算した点数により、別に定める基準に基づき、等級による格付を行う。

6 物品部門又は委託部門において実施能力審査を行うときは、客観的事項審査及び主観的事項審査の算定基準及び格付基準は、別に定める。

(官公需適格組合の審査に係る特例)

第9条 建設工事に係る事業協同組合等のうち官公需適格組合においては、前条第2項の客観点数に、各々割増しをできるものとする。この場合において、割増しの率については、国、県等の規定を準用する。

(資格者名簿への登載及び結果の通知)

第10条 市長は、資格審査の結果、適格と認められた者について、資格者名簿に登載するものとする。

2 前項の場合において、資格審査の結果の通知は、資格者名簿の公表をもって代える。

3 市長は、資格審査の結果、不適格とされた者については、文書により資格審査の結果を通知する。

(随時申請)

第11条 市長は、第5条第1項の公告で定めた期間又は期日後において、新たな入札参加希望者の申し込みを受け付けることができる。この場合において、市長は、別途、公告及び佐倉市ホームページへの掲示により、入札参加希望者を募集するものとする。

2 前項の場合においては、第5条第2項から前条までの規定を準用する。

(入札参加資格の変更)

第12条 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）は、入札参加資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し又は登録の内容に変更が生じた場合は、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届にその事実を証する書類を添付して提出しなければならない。

(入札参加資格の承継)

第13条 入札参加資格の承継は、次の各号に定める当該承継を希望する登録部門に係る営業の一切が移転したと認められる場合に限る。

- (1) 名簿登載者が営業譲渡により、その営業を一体として譲渡し、当該営業を譲受した者が当該営業に係る入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (2) 名簿登載者である法人が吸収合併により消滅し、合併後存続する法人が当該消滅した法人の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (3) 名簿登載者である個人が死亡し、相続により、その者が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (4) 名簿登載者である個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した法人が入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (5) 前各号に類する場合で、営業の一切が移転したと認められる場合

2 有限会社等から株式会社等への組織変更は、登記事項証明書により確認される限りにおいては、入札参加資格の変更として処理することができる。

3 次の各号に定める場合は、その営業の一切が移転したと認められず、入札参加資格の承継を認めないものとする。

- (1) 複数の工事業等を併業する名簿登載者から、一部の工事業等を譲受された場合で、譲受された工事業等の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (2) 「暖簾分け」的に入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (3) 前2号に類する場合

(承継の手続き)

第14条 入札参加資格の承継を申請しようとする者は、入札参加資格承継審査申請書に営業譲渡（合併）契約書、株主総会会議録及び

移転財産目録又は遺産分割協議書等の承継を確認できる書類を添付して、提出しなければならない。

(承継に係る資格者名簿上の取扱い)

第15条 市長は、入札参加資格の承継を受理したときは、資格者名簿から当該名簿登載者を抹消し、新たに入札参加資格を承継する者を登載するものとする。

(実態調査)

第16条 市長は、資格者名簿に登載した者を対象として、別に定める要領により、事業所の実態等についての確認調査を行うことができる。

(入札参加資格の抹消)

第17条 市長は、名簿登載者が、名簿搭載後に新たに第7条第2項各号のいずれか、又は施行令第167条の4に該当したときは、資格者名簿から抹消することができる。

2 市長は、名簿登載者が申請した内容等に変更の届出をする必要があり、度重なる要請にもかかわらず、変更の届出をしないときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

3 入札参加資格の抹消を行う場合は、佐倉市入札参加資格審査委員会に諮らなければならない。

4 入札参加資格を抹消したときは、当該名簿登載者に理由を付して通知するものとする。

(入札参加資格の一時停止)

第18条 名簿登載者が次の各号のいずれかの場合に該当するときは、それぞれに掲げる期間、入札参加資格を一時停止できる。

(1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

2 入札参加資格の一時停止を行ったときは、当該名簿登載者に理由を付して通知するものとする。

3 入札参加資格の一時停止を受けた者は、第1項第1号に規定する期間が経過し、若しくは同項第2号又は第3号の決定が行われたときは、当該期間の経過又は決定を証する書面を付して市長に一時停止の解除を申し出ることができる。

4 市長は、前項の申出を受け、第1項に定める期間が経過したことを確認したときは、当該一時停止措置を解除しなければならない。

(指名停止及び指名除外)

第19条 市長は、別に定める基準により、指名停止又は指名保留若しくは指名除外をすることができる。

2 前項の規定により指名停止等の措置を行った場合は、当該名簿登載者に理由を付して通知するものとする。

(事業担当課への通知等)

第20条 契約担当課長は、第17条から前条までの措置を行ったときは、事業担当課長に通知するものとする。

2 事業担当課長は、前項の通知を受けたときは、原則として、当該措置の期間中、当該名簿登載者を入札に参加させ、又は随意契約の見積徴取の相手方として選定してはならない。

(情報の公表)

第21条 資格者名簿は、「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」において公表する。

(補則)

第22条 この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議し定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年6月1日から施行する。

(旧基準の廃止)

2 本要領の制定に伴い、佐倉市一般(指名)競争入札参加業者資格審査基準(平成9年6月1日制定。以下「旧基準」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧基準により参加を受け、旧基準の廃止年度に名簿登載者の追加をする場合は、既に資格者を登載した際の参加資格要件を変更及び追加することはしないものとする。

附 則

この要領は、平成14年11月1日から施行する。ただし、旧要領による名簿登載者は、旧要領によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年11月17日から施行する。ただし、旧要領による名簿登載者は、旧要領によるものとする。

(経過措置)

2 本要領第5条第2項第5号の規定は、平成17・18年度申請受付に限り、直前に通知を受けた経営事項審査の申請日が平成16年3月1日より前の場合には、改正前の経営事項審査結果通知でも可とする。

3 本要領第8条第3項の規定は、当分の間実施しないものとする。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。ただし、旧要領による名簿登載者は、旧要領によるものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。ただし、旧要領による名簿登載者は、旧要領によるものとする。

附 則（令和3年3月30日決裁 佐契第1201号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日決裁 佐契第914号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日決裁 佐契第1220号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。